

鹿沼市空家等管理活用支援法人募集要領

1 目的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し必要事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 指定期間

指定日から法第7条第1項に規定する計画の期限まで

(2) 業務内容

法第24条で定める業務。ただし、鹿沼市空き家バンク実施要綱に規定する鹿沼市空き家バンクの運営に関する業務は除く。

3 応募資格

この募集に応募できる者は、「鹿沼市空家等管理活用支援法人事務取扱要綱」に加え、以下の条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること。

4 募集期間

随時

5 応募方法

この募集に応募する者は、鹿沼市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて市に提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
・定款の写し	任意様式	1部
・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	写し可	1部
・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	写し可	1部
・法人の組織及び沿革を記載した書面並びに及び事務分担を記載した書面	任意様式	1部
・前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表	任意様式	1部
・当該事業年度の事業計画及び収支予算書	任意様式	1部
・これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面	任意様式	1部
・法第24条各号に規定する業務（鹿沼市空き家バンクの運営業務以外）に関する計画書	任意様式	1部
・誓約書	指定様式	1部
・業務に関し参考となる書類（提出は任意）	任意様式	1部

6 指定の決定

提出書類を下記の審査基準に照らし、支援法人の指定を決定する。

原則として書面による審査を予定しているが、対面による審査を実施する場合は後日通知する。

活動目的	・ 法第 24 条の業務を行う計画を有する法人であること ・ 空家等の管理又は活用等を図ることを活動目的としていること
活動実績	・ 過去に、空家等の管理又は活用等を目的とした活動実績があること、又は、類似した活動実績があること
組織形態・運営体制	・ 必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること、又は、必要な経費を賄うために、市以外が所管する公共団体の補助金や民間資金を活用する計画があること ・ 関係する行政機関や民間団体等とすでに連携して活動を行っていること、又は、今後行うことができると確認できること

※特に求める業務内容

弁護士、土地家屋調査士、建築士及び社会福祉士、宅地建物取引士等の資格を有する者が所属する法人において、各分野の専門家が連携して空家等の管理又はその活用に関する相談対応を行うこと。

7 留意事項

申請にあたっては、法及び「鹿沼市空き家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」を参照すること。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生せず、法人として有している経済的基礎や国からの補助金及び民間資金を活用し事業を実施すること。

8 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務にあたらせること。

9 提出方法

都市建設部建築課に持参すること。（事前相談要）

10 指定の通知

申請の結果は、申請後おおむね 1 か月以内に文書で通知する。

11 問い合わせ先

鹿沼市都市建設部建築課空き家対策係

TEL : 0289-63-2243 FAX: 0289-63-2274

メールアドレス kenchiku@city.kanuma.lg.jp